

教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の 実施に向けた協力者会議について

○趣旨

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）においては、当面の改善方策として、教育委員会・学校と大学の連携・協働による取組を中心に、教職大学院の発展・拡充や専修免許状の在り方の見直しなどについて段階的に進めることを提言している。

この答申を踏まえた改革を推進するため、協力者会議を設置し、専門的見地からの検討を行う。

○検討事項

答申において「当面の改善方策」とされた事項に関する検討を行う。

（１）修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループ

教職大学院のカリキュラムや組織の在り方の検討等、修士レベルの教員養成課程の改善に関すること。

- ①教職大学院の教育課程の見直しについて
- ②教職大学院の教員組織の見直しについて
- ③教員養成系修士課程の改善について

（２）教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ

専修免許状の改善等教職課程の質の保証等に関すること。

- ①教職課程に関する情報公開の在り方について
- ②専修免許状の取得における実践的科目の必修化について
- ③教員養成課程のグローバル化対応等

【検討状況】

◆協力者会議

平成24年9月26日に第1回協力者会議を開催し、2つのワーキンググループの設置を決定。25年8月6日に第2回の会議を開催。今後、9月下旬に第3回の会議を開催予定。

10月中に協力者会議としての報告書を取りまとめ予定。

①修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループ

平成24年10月24日に第1回ワーキンググループ開催後、25年9月17日まで7回のワーキンググループを開催。

②教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ

平成24年10月16日に第1回ワーキンググループ開催後、25年9月6日まで5回のワーキンググループを開催。

教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の 実施に向けた協力者会議の設置について

平成24年9月19日
初等中等教育局長決定
高等教育局長決定

1. 趣旨

教員の資質能力の向上については、平成24年8月28日に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）が中央教育審議会に取りまとめられ、教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」を確立することや、修士レベルの課程での学修を標準とする「一般免許状（仮称）」の創設などを内容とする教員免許制度の改革の方向性などが示された。

答申においては、当面の改善方策として、教育委員会・学校と大学の連携・協働による取組を中心に、教職大学院の発展・拡充や専修免許状の在り方の見直しなどについて段階的に取組を進めることを提言している。

この答申を踏まえた改革を推進するため、協力者会議を設置し、専門的見地からの検討を行うものである。

2. 検討事項

中央教育審議会答申の中で「当面の改善方策」とされた事項に関する検討を行う。

- ①教職大学院のカリキュラムや組織の在り方の検討等、修士レベルの教員養成課程の改善に関する事
- ②専修免許状の改善等教職課程の質保証等に関する事
- ③その他

3. 協力者会議の構成

協力者会議は、教職大学院や教職課程を有する学部を設置する国公立大学等の関係者及び教育委員会関係者等により構成する。

4. 実施期間

決定の日から平成26年3月31日までの間とする。

5. その他

この協力者会議に関する庶務は、高等教育局大学振興課教員養成企画室の協力のもと、初等中等教育局教職員課において行う。

協力者会議委員名簿

(敬称略)

(1) 修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループ(10名)

加治佐 哲也 (兵庫教育大学学長)

熊木 崇 (北区立王子第一小学校副校長)

酒井 博世 (名城大学教職センター長・教授)

坂越 正樹 (広島大学副学長)

高田 邦昭 (群馬大学学長)

竹原 和泉 (横浜市立東山田中学校コミュニティーハウス館長)

長島 啓記 (早稲田大学教育・総合科学学術院教授)

野木 秀子 (株式会社CIJ顧問、早稲田大学客員教授、横浜市前教育委員)

早川 三根夫 (岐阜市教育委員会教育長)

座長 村山 紀昭 (北海道教育大学名誉教授)

(2) 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ(8名)

安達 一寿 (十文字学園女子大学教授)

安倍 徹 (静岡県教育委員会教育長)

荒瀬 克己 (京都市教育委員会教育企画監)

大槻 東巳 (上智大学教授)

座長 高橋 香代 (くらしき作陽大学子ども教育学部長・岡山県教育委員会教育委員)

田中 喜美 (東京学芸大学副学長)

寺岡 英男 (福井大学副学長)

細谷 美明 (港区立御成門中学校長)

※ 協力者会議の主査は、村山 紀昭委員

修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループの検討状況

【WG検討報告案の概要】

教職大学院を中心とした大学院段階の教員養成の充実と改善

<教員養成の高度化の必要性>

- これからの教員に求められる資質能力は、子どもの基礎的知識や技能の確実な習得に加えて、思考力・判断力・表現力等を育成する学びをデザインできる実践的指導力や、社会の変化に伴う新たな課題に柔軟に対応できる広い視野をもった高度専門職業人としての能力である。
また、スクールリーダーとしての資質能力は、学校課題に即してチームの中で他の教員を指導できる力やマネジメント能力であり、その育成のためには現職の教員が専門的知識を学び直し、自らの実践を理論に基づき振り返ることが必要となる。
総じて、これからの教員には、高度の専門性に基づく実践力指導力が要求されるものであり、教員は教職生活全体を通じて学び続け、このような高度な資質能力を身に付けていく専門職であると位置づけられる。
- このような「学び続ける教員」を支援するため、教育委員会・学校と大学との連携・協働により、教員の養成・採用・研修の一体的な改革を確実に進めることとし、総合大学においては教員養成系以外の一般の研究科との機能分担などを行いながら、教員養成系修士課程の在り方を見直し、教職大学院を中心として高度専門職業人としての教員の養成を抜本的に充実・強化していくこととする。
- 教育委員会・学校との密接な連携・協働のためには、大学は、教育委員会の幹部職員や連携協力校の長等が構成員となる常設の会議を設置して、養成する人材像、教育課程の内容、現職教員の再教育の在り方について定期的に実質的な意見交換を行い、教育への社会の要請を受けとめ、その質の向上を図ることが求められる。

<今後の教員養成機能の在り方の方向性>

- 教職大学院は、「学び続ける教員像」の確立と教員の高度専門職業人としての明確な位置付けの下、現職教員の再教育を含め、高度専門職業人たる教員養成の主たる担い手となるものとし、授業研究や特別支援教育等の特定の分野に強みを持つ教員の養成や、高度な学校マネジメント能力を有する管理職の養成などを含め、学校現場で幅広く指導性を発揮できる人材を養成する。
このことを前提としつつ、当面は引き続き高度専門職としての教員養成システムにおいてモデル的役割を担うものとし、
 - ・学校現場における職務についての広い理解を持って自ら諸課題に積極的に取り組む資質能力を有し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員
 - ・学校現場が直面する諸課題の構造的・総合的な理解に立って、教科・学年・学校種の枠を超えた幅広い指導性を発揮できるスクールリーダーを養成する。
- 国立の教員養成を主たる目的とする修士課程については、高度専門職業人としての教員養成機能は、今後教職大学院が中心となって担うことから、原則として教職大学院に段階的に移行する。
段階的な移行期における修士課程については、児童生徒に関する喫緊の教育課題や指導法の改善等の教育実践研究を行い、当面、例えば教科を大括り化した専攻などにおいて、学校実習など実践的な科目を大幅に取り入れ、総合大学の場合は他研究科の専門科目も活用しつつ、組織編成の見直しを行い、教職大学院への移行の準備を行う。
- 専修免許状の課程認定を受ける国・公・私立大学の一般の修士課程は、実践的な科目を導入するなど実践的指導力を保証する取組を進めつつ、一定の分野について学問的な幅広い知識や深い理解を強みとする、主として中学校・高等学校教員を養成する。

- 今後の教職大学院の拡充方策については、教職大学院の教育成果、教育課程の体系性を維持した上で、学校現場や社会からの様々な要請を踏まえながら制度を発展・充実させる。また、教育委員会・学校と大学との連携・協働により、すべての都道府県に教職大学院が設置されることが望ましいことから、教員養成系修士課程の在り方を見直していく必要がある。なお、教職大学院の拡充に当たっては、現職教員の派遣を支援するために教員定数の積極的な活用などが望まれる。

<教職大学院の在り方>

- 学部新卒学生と現職教員の両方に向けて、引き続き、すべての領域について授業科目を開設することを求め、総単位数は現行どおり20単位程度を目安とし、学生はすべての領域を必修とする。ただし、各領域を均等に履修させる現行の考え方は改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定することができるようにする。
- なお、管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、共通5領域を管理職向けの内容としたり、一部の領域の履修を減らしたりなどして工夫することや、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能とする。
- また、今後、教員養成系の大学院における教員養成機能は、教職大学院が中心となって担うことから、教科に係る教育についても、従来の修士課程とは異なる内容で教職大学院において行われることとなる。このため、教科領域分野の教員を教職大学院の専任教員として配置するなど現行規定を改正する方向で検討する必要がある。また、担当教員については、教育実践での実績、研究分野について十分な審査が求められる。
- 教職大学院の実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有し、優れた教育実践を行ってきた者が求められており、教育委員会との人事交流や校長等経験者や教育行政の経験者を期限を定めて採用する等により一定期間で替わっていくことが望ましい。
また、実務経験と研究能力をあわせ持ち、学校現場全体を客観的、理論的に見通すことができる力を有する実務家教員を、積極的に採用、育成していくことが必要である。
- 当面の方策としては、教職大学院制度の創設以降、理論と実践の架橋を進めている段階であり、実務家教員を引き続き確保していく必要があることから、実務家教員比率は現行どおり4割以上を維持する。
- 教職大学院における専任教員のダブルカウントについては、高度専門職業人養成に特化した独立性の確保という専門職大学院制度の趣旨から慎重な検討が求められる一方、国立の教員養成系修士課程が教職大学院に段階的に移行するなど、今後も教職大学院の発展・拡充が見込まれるため、優秀な教員を拡充期においても確保することが必要となる。
そこで、中央教育審議会の検討状況を踏まえ、教職大学院の発展・拡充が見込まれる当面の間、教職大学院の専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員が、他の学位課程の教員を兼ねることができるような措置を行う方向性で検討する必要があるが、教育研究上支障を生じないよう留意する。

<国立の教員養成系修士課程の改善>

- 今後、国立の大学院での教員養成・研修機能を教職大学院が中心となって担うことを踏まえると、国立の大学院で10教科の教科に係る専攻ないし専修を置くことはおおむね想定されなくなる。
また、国立の教員養成系修士課程については、教職大学院への段階的な移行期においても、地元を中心とした教育委員会・学校の要望を踏まえ、教科を幾つかに大括り化したり、各大学院が強みとする教科に集中したりすることにより、教育目的に応じた教員組織に再編成することが必要である。
- 上述の方針に従って、文部科学省告示第175号の表に示されている教科に係る専攻の規定については、例えば10教科のうち、幾つかの教科を括った専攻を置くことが考えられることから、研究指導教員や研究指導補助教員の配置について、設置する専攻の教育課程等に応じて適切な規模の教員組織を編成できるよう、現行規定を改正する方向で検討する必要がある。

教職課程の質の保証等に関するワーキンググループの検討状況

第1回WG (H24.10.16)

議題 専修免許状の取得における実践的科目の必修化について

第2回WG (H24.10.30)

議題 専修免許状の取得における実践的科目の必修化について
教職課程に関する情報公開の在り方について

第3回WG (H24.11.20)

議題 専修免許状の取得における実践的科目の必修化について
教職課程に関する情報公開の在り方について
教員養成課程のグローバル化対応について

第4回WG (H24.12.12)

議題 教員養成課程のグローバル化対応について
教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ検討報告案について

第5回WG (H25.9.6)

議題 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ検討報告案について

⇒「報告案」の取りまとめについて、座長一任を了承。

【WG検討報告の概要】

1. 専修免許状の取得における実践的科目の必修化について

- ・理論と実践の架橋を重視した実践的科目を、専修免許状取得に必要な24単位の中に位置付けて必修の単位とすることを促進していく必要がある。
- ・実践的科目の内容としては、学校での実践的な活動を取り入れるものとする。
学校での実践的な活動として考えられるもの
 - ①教職として課題を解決していく力を身に付けるため、学校や子供の実態と課題を把握した上で、主体的に学校教育活動に参画するインターンシップ
 - ②カリキュラム開発を推進する授業研究力などを身につけるため、学校現場をフィールドとする実践的活動 など
- ・実践的科目の単位は、専修免許状取得に必要な24単位のうち、4単位から6単位程度とすることが適当
- ・具体的な単位数については、各大学院における教育課程や教職員体制なども踏まえ、また、履修する学生にとって過度な負担とならないように配慮しつつ、各大学院が適切に定めることが必要。

2. 教職課程に関する情報公開の在り方について

- ・すべての課程認定大学に対して、情報の公表を義務付けるとともに、具体的な内容も定めることが必要がある。
- ・公表すべき情報としては、以下の項目が考えられる
 - 教員養成の理念や具体的な養成する教員像
 - 教職指導に係る学内組織等の体制
 - 教員養成に携わる専任教員の経歴、専門分野、研究業績
 - 教員養成に係るカリキュラム、シラバス等
 - 学生の教員免許状取得状況
 - 教員への就職状況 など

3. 教員養成課程のグローバル化対応について

- ・課程認定を有する大学に入学する前に学生が外国の大学で取得した単位についても、教職員免許法施行規則を改正し、教員免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることを明文化する必要がある。